

富山市富山地区ビーチボール協会 選手登録規定

【選手登録規定】

第1条 当協会主催大会に出場する選手は、旧富山市内いずれかの小学校校下及び当協会に個人登録する。但し、登録は個人単位とする。

- (1) 代表決定戦においては校下在住者が1名以上必ず参加する事。
- (2) 個人登録者は代表決定戦に出場することは出来ない。
(但し、市民体育大会は除く)
- (3) その他の大会（冠大会等）は、各大会要項に準ずる。

【登録】

第2条 校下登録は所定の用紙に記入の上、校下代表者の承認のもと登録料を添え届出る事。個人登録は所定の用紙に記入の上、協会事務局に登録料を添え届出る事。

- (1) 登録は1年間有効とする。
- (2) その間の移動は個人登録から校下登録への移動のみ認め、校下間の移動は原則認めない。
- (3) 新規登録は随時可とする。
- (4) 大会参加は、各大会申込締切り日まで新規登録を終えている事。

【変更届け等】

第3条 下記に該当する者は、変更届を速やかに提出する。

- (1) 住所及び氏名が変更になった場合
- (2) 当協会を脱会した場合
但し、有効期間中の再登録は認めない。

【登録の重複】

第4条 当協会登録者は、他市町村協会との重複登録は認めない。

【登録者の確認】

第5条 当協会は必要に応じて登録内容を確認する事が出来る。

【出場制限】

第6条 登録者、又は登録校下が本規定及び当協会の精神に反すると認められた時には、常任理事会に諮り、一定期間競技の出場を制限する事がある。

【常任理事会】

第7条 常任理事会は、本規定に疑義が生じた時、これを協議する。

【施行】

- 1 本規約は平成18年4月1日より施行する。
- 2 本規約は平成22年4月1日より改正（登録の改正）
- 3 本規約は平成24年6月1日より改正（登録の改正）